

平成 22 年 5 月 28 日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成 22 年 3 月 23 日付け厚生労働省発食安 0323 第 16 号をもって諮問された食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づくペントキサゾンに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別添)

ペントキサゾン

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び魚介類への基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告をとりまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：ペントキサゾン [Pentoxazone (ISO)]

(2) 用途：除草剤

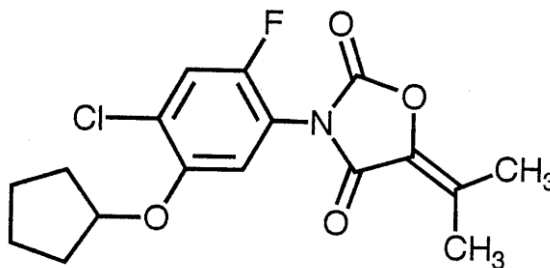
オキサゾリジン環を有するオキサゾリジンジオン系の除草剤であり、クロロフィル生合成経路中のプロトポルフィリノーゲンオキシダーゼを阻害する。その結果として、光存在下で活性酸素を発生させることにより、細胞構成成分の酸化的な破壊をおこし、細胞構造を破壊して植物を枯死させると考えられている。

(3) 化学名：

3-(4-chloro-5-cyclopentyloxy-2-fluorophenyl)-5-isopropylidene-1,3-oxazolidine-2,4-dione (IUPAC)

3-[4-chloro-5-(cyclopentyloxy)-2-fluorophenyl]-5-(1-methylethylidene)-2,4-oxazolidinedione (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{17}H_{17}ClFNO_4$
分子量	353.78
水溶解度	0.000216 g/L (25°C)
分配係数	$\log_{10}Pow = 4.66$ (pH6, 25°C)

(メーカー提出資料より)

2. 適用の範囲及び使用方法

本薬の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1) 8.6%ペントキサゾンフロアブル

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ	植代時～移植前4日 又は 移植直後～ノビエ1葉期 ただし、移植後30日まで	壤土 ～埴土	500mL /10a	2回以内	原液湛水 散布	東北
			砂壤土 ～埴土				北陸

(2) 2.9%ペントキサゾンフロアブル

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ	移植時	砂壤土 ～埴土	500mL /10a	2回 以内	田植同時散 布機で施用	全域の 普通期 及び 早期栽培 地帯
移植ヒエ		植代後～ 移植前4日 または 移植直後～ ノビエ発生始期 ただし、 移植後30日まで					
			原液湛水 散布				

(3) 1.5%ペントキサゾン粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植水稻	水田一年生雑草及びマツバイ	移植時	砂壤土～埴土	1kg /10a	2回以内	田植同時散布機で施用	全域の普通期及び早期栽培地帯
		植代後～移植前4日 または 移植直後～ノビエ発生始期 ただし、移植後30日まで				湛水散布	

(4) 4.5%ペントキサゾン・15.0%クミルロン剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植水稻	水田一年生雑草及びマツバイ ホタルイ ミズガヤツリ ヘラオモダカ (北海道)	植代後～移植前4日 または 移植直後～ノビエ1葉期 但し、移植後30日まで	砂壤土～埴土	20個 (1kg) /10a	1回	水田に投げ入れる	全域の普通期及び早期栽培地帯
	水田一年生雑草及びマツバイ ホタルイ ミズガヤツリ (北海道を除く) ヘラオモダカ (北海道、東北) クログワイ (北海道を除く) コウキヤガラ (関東・東山・東海)	移植直後～ノビエ1葉期 但し、移植後30日まで		10個 (500g) /10a			北海道
	植代後～移植前4日 または 移植直後～ノビエ1葉期 但し、移植後30日まで			全域(北海道を除く)の普通期及び早期栽培地帯			

ペントキサゾンを含む農薬の総使用回数：2回以内

(5) 4.5%ペントキサゾン・0.60%シクロスルファミロン粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	
移植 水 稲	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ (北海道を除く) ヘラオモダカ (北海道) クログワイ (北海道、北陸を除く) オモダカ ヒルムシロ(北陸を除く) アオミドロ・藻類 による表層はく離	移植時	砂壤土～ 埴土	1kg /10a	1回	田植同時散布機で施用	北海道	
			壤土～埴土				東北 北陸	
			砂壤土～ 埴土				関東・東山・ 東海 の普通期及び 早期栽培地帯	
			壤土～埴土				近畿・中国・ 四国、九州の 普通期及び 早期栽培地帯	
		移植直後～ ノビエ1.5葉期 ただし、 移植後30日まで	砂壤土～ 埴土				北海道	
			壤土～埴土				東北 北陸	
			砂壤土～ 埴土				関東・東山・東 海の普通期及 び 早期栽培地帯	
			壤土～埴土				近畿・中国・ 四国、 九州の普通期 及び 早期栽培地帯	
		移植後3日～ ノビエ1.5葉期 ただし、 移植後30日まで	砂壤土				湛水散布	

ペントキサゾンを含む農薬の総使用回数：2回以内

(6) 4.0%ペントキサゾン・12.0%ブタクロール乳剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植水稲	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ヘラオモダカ (北海道) ミズガヤツリ (北海道を除く) クログワイ (北海道を除く) コウキヤガラ (東北、関東・東山・東海、九州)	移植直後～ ノビエ1葉期 ただし、移植後 30日まで	砂壤土～ 埴土	500mL /10a	1回	原液湛水散布	北海道
		植代時～移植前 4日 または 移植直後～ ノビエ1葉期 ただし、移植後 30日まで					全域(北海道を除く)の普通期及び早期栽培地帯
直播水稲	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ミズガヤツリ	湛水直播の 代かき時～ 播種前4日		300mL /10a			全域(北海道、東北を除く)

ペントキサゾンを含む農薬の総使用回数：2回以内

(7) 8.0%ペントキサゾン・1.8%ピリミノバックメチル・36.0%ブロモブチド・
3.0%ベンスルフロンメチル剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ (東北)	移植後3日～ ノビエ2.5 葉期 但し、移植後30 日まで	砂壤土～ 埴土	250g /10a	1回	湛水散布、湛水周縁散布又は無人ヘリコプターによる散布	北海道
	ヘラオモダカ オモダカ (東北) クログワイ (東北) シズイ(東北) ヒルムシロ セリ アオミドロ・藻類 による表層はく離	移植直後～ ノビエ2.5葉期 但し、移植後30 日まで					東北
直播水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヒルムシロ セリ	稲1葉期～ ノビエ2.5葉 期 但し、収穫90日 前まで					北海道 東北

ペントキサゾンを含む農薬の総使用回数：2回以内

(8) 2.8%ペントキサゾン・0.83%ピリミノバックメチル・17.0%ブロモブチド・
1.3%ベンスルフロンメチル水和剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ (東北)	移植後 5 日～ ノビエ 3 葉期 但し、移植後 30 日まで	砂壤土～ 埴土	500mL /10a	1 回	原液湛水散布	北海道
	ヘラオモダカ ヒルムシロ セリ クログワイ (東北)	移植直後～ ノビエ 3 葉期 但し、移植後 30 日まで					東北
	オモダカ (東北) シズイ(東北) アオミドロ・藻類 による表層はく離	移植時				田植同時 散布機で 施用	東北
直播水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ミズガヤツリ	稲 1.5 葉期～ ノビエ 3 葉期 但し、収穫 90 日 前まで	壤土～ 埴土			原液湛水散布	北海道 東北

ペントキサゾンを含む農薬の総使用回数：2回以内

(9) 2.0%ペントキサゾン・0.45%ピリミノバックメチル・9.0%ブロモブチド・
0.75%ベンスルフロロンメチル粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植水稲	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ (東北)	移植時	砂壤土～ 埴土	1kg /10a	1回	田植同時 散布機で 施用	北海道 東北
	ヘラオモダカ ヒルムシロ セリ オモダカ (東北) クログワイ (東北) シズイ (東北) アオミドロ・藻類 による表層はく離	移植直後～ ノビエ3葉期 但し、移植後30 日まで				湛水 散布	
直播水稲	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヘラオモダカ ヒルムシロ セリ	稲1葉期～ ノビエ3葉期 但し、収穫90日 前まで					

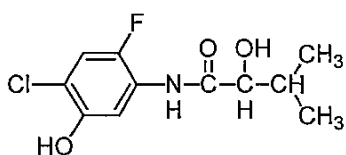
ペントキサゾンを含む農薬の総使用回数：2回以内

3. 作物残留試験

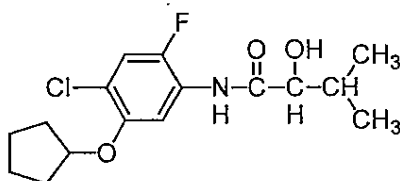
(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

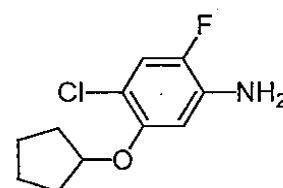
- ・ ペントキサゾン
- ・ N-(4-クロロ-2-フルオロ-5-ヒドロキシフェニル)-2-ヒドロキシ-3-メチルブタナミド (以下、代謝物VIという。)
- ・ 代謝物VI抱合体
- ・ N-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-2-ヒドロキシ-3-メチルブタナミド (以下、代謝物XIIという。)
- ・ 4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロアニリン (以下、代謝物XIIIという。)



【代謝物VI】



【代謝物XII】



【代謝物XIII】

② 分析法の概要

- ・ ペントキサゾン

試料に水を加え膨潤させた後、アセトン又はアセトニトリルを加えて抽出する。 C_{18} ミニカラム及びシリカゲルカラムで精製し、高速液体クロマトグラフ (UV) を用いて定量する。

又は、試料に水を加え膨潤させた後、アセトニトリルを加えて抽出し、ヘキサン転溶後、アセトニトリルで洗浄する。グラフアイトカーボンカラム、フロリジルカラム及びシリカゲルカラムで精製し、高速液体クロマトグラフ (UV) を用いて定量する。

定量限界：0.01 ~ 0.02ppm

- ・ 代謝物VI

玄米：

試料を含水アセトニトリルで抽出し、溶媒を留去後シリカゲルカラム及び NH_2 ミニカラムで精製し、高速液体クロマトグラフ (UV) を用いて定量する。

定量限界：0.01ppm

稲わら：

試料を含水アセトニトリルで抽出し、溶媒を留去後シリカゲルカラム、フロリジルカラム及び NH_2 ミニカラムで精製し、高速液体クロマトグラフ (UV) を用いて定量する。

定量限界：0.05ppm

・代謝物VI抱合体

玄米：

試料をアセトン溶液で抽出し、溶媒を留去後ジクロロメタンで洗浄し、酵素加水分解を行う。反応終了後、酢酸エチル画分（代謝物VI）と水溶性画分（未反応代謝物VI抱合体）に分配する。

酢酸エチル画分は溶媒留去後、C₁₈ ミニカラム及びNH₂ ミニカラムで精製し、高速液体クロマトグラフ（UV）を用いて定量する。

定量限界：0.01ppm

水溶性画分は水を減圧留去後アセチル化し、ヘキサン転溶した後、ガスクロマトグラフでジアセチル化された化合物VIを定量する。

定量限界：0.01ppm

代謝物VI抱合体の総アグリコン濃度としての定量限界：0.01ppm

植物代謝試験結果より、酵素加水分解によって80%以上が化合物VI単体として生成し、残りの20%以下が未反応化合物VIを誘導体化して定量していることから、HPLCで得られた結果が主であると判断された。

稲わら：

試料をアセトン溶液で抽出し、溶媒を留去後ジクロロメタンで洗浄し、酵素加水分解を行う。反応終了後、酢酸エチル画分（代謝物VI）と水溶性画分（未反応代謝物VI抱合体）に分配する。

酢酸エチル画分は溶媒留去後、C₁₈ ミニカラム及びNH₂ ミニカラムで精製し、高速液体クロマトグラフ（UV）を用いて定量する。

定量限界：0.04ppm

水溶性画分は水を減圧留去後アセチル化し、ヘキサン転溶した後、ガスクロマトグラフでジアセチル化された化合物VIを定量する。

定量限界：0.04ppm

代謝物VI抱合体の総アグリコン濃度としての定量限界：0.04ppm

・代謝物X II

玄米：

試料を含水アセトニトリルで抽出し、溶媒を留去後、C₁₈ ミニカラムで精製する。分取溶液を減圧留去後、シリカゲルカラムで精製し、高速液体クロマトグラフ（UV）

を用いて定量する。

定量限界：0.01ppm

稲わら：

試料を含水アセトニトリルで抽出し、溶媒を留去後、C₁₈ミニカラムで精製する。分取溶媒を減圧留去後、シリカゲルカラム及びフロリジルミニカラムで精製し、高速液体クロマトグラフ（UV）を用いて定量する。

定量限界：0.02～0.03ppm

・代謝物XIII

玄米及び稲わら：

試料を含水アセトニトリルで抽出し、ヘキサン分配後ピリジン及び無水トリフルオロ酢酸を添加し誘導体化（TFA化）する。溶媒を留去後フロリジル及びPS-2ミニカラムで精製し、ガスクロマトグラフ（ECD）で定量する。

定量限界 玄米：0.01ppm

稲わら：0.02ppm

（2）作物残留試験結果

国内で行われた作物残留試験結果については、別紙1にまとめた。

4. 魚介類への推定残留量

本農薬については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本農薬の水産動植物被害予測濃度^{注1)}及び生物濃縮係数（BCF：Bioconcentration Factor）から、以下の通り魚介類中の推定残留量を算出した。

（1）水産動植物被害予測濃度

本農薬が水田においてのみ使用されることから、ペントキサゾンの水田PEC tier2^{注2)}を算出したところ、0.024 ppb となった。

（2）生物濃縮係数

ペントキサゾン（第一濃度区：0.01mg/L、第二濃度区：0.1mg/L）を用い、14日間の取込期間及び14日間の排泄期間を設定したニジマスの魚類濃縮性試験が実施された。ペントキサゾンの分析の結果から、第一濃度区においてBCF_{ss}^{注3)} = 504、BCF_k^{注4)} = 470、第二濃度区においてBCF_{ss} = 608、BCF_k = 616 と算出された。

（3）推定残留量

（1）及び（2）の結果から、水産動植物被害予測濃度：0.024ppb、BCF：616 とし、下記のとおり推定残留量が算出された。

$$\text{推定残留量} = 0.024\text{ppb} \times (616 \times 5) = 73.92\text{ppb} \div 0.074\text{ppm}$$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠

注2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壌・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出したもの。

注3) BCF_{ss}: 定常状態における被験物質の魚体中濃度と水中濃度の比で求められた BCF。

注4) BCF_k: 被験物質の取込速度定数と排泄速度定数から求められた BCF。

(参考: 平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書)

5. ADIの評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、平成18年5月23日付け厚生労働省発食安第0523002号により食品安全委員会あて意見を求めたペントキサゾンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量: 23.1 mg/kg 体重/day
(動物種) イヌ
(投与方法) 混餌投与
(試験の種類) 慢性毒性試験
(期間) 1年間

安全係数: 100

ADI: 0.23 mg/kg 体重/day

6. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

7. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ペントキサゾン本体のみ

一部の作物残留試験において、代謝物についても分析がなされているが、親化合物も含め、大部分は定量限界未満であったことから、残留の規制対象としてはペントキサゾン本体のみとすることとした。

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、食品中の暴露評価対象物質をペントキサゾン（親化合物のみ）と設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限までペントキサゾンが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全く無いとの仮定の下におこなった。

	TMDI / ADI (%) ^{注)}
国民平均	0.1
幼小児 (1~6歳)	0.2
妊婦	0.1
高齢者 (65歳以上)	0.1

注) TMDI 試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

また、高齢者及び妊婦については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

ペントキサゾン作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 ^{注1)} (ppm)	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	【ペントキサゾン/代謝物VI/代謝物VI抱合体/代謝物X II/代謝物X III】	
水稲 (玄米)	2	8.6%フロアブル	500mL/10a 散布	1回	91日	圃場A:<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.02 圃場B:<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.02	
水稲 (稲わら)	2	8.6%フロアブル	500mL/10a 散布	1回	91日	圃場A:<0.02/<0.07/<0.05/<0.03/<0.03 圃場B:0.22/<0.07/<0.05/<0.03/<0.03	
水稲 (玄米)	2	8.6%フロアブル	500mL/10a 散布	2回	91日	圃場A:<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.02 圃場B:<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.02	
水稲 (稲わら)	2	8.6%フロアブル	500mL/10a 散布	2回	91日	圃場A:<0.02/<0.07/<0.05/<0.03/<0.03 圃場B:0.14/<0.07/<0.05/<0.03/<0.03	
水稲 (玄米)	2	1.5%粒剤	3kg/10a 散布	1回	91日	圃場A:<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.02 圃場B:<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.02	
水稲 (稲わら)	2	1.5%粒剤	3kg/10a 散布	1回	91日	圃場A:<0.02/<0.07/<0.05/<0.03/<0.03 圃場B:<0.02/<0.07/<0.05/<0.03/<0.03	
水稲 (玄米)	2	1.5%粒剤	3kg/10a 散布	2回	91日	圃場A:<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.02 圃場B:<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.02	
水稲 (稲わら)	2	1.5%粒剤	3kg/10a 散布	2回	91日	圃場A:<0.02/<0.07/<0.05/<0.03/<0.03 圃場B:<0.02/<0.07/<0.05/<0.03/<0.03	
水稲 (玄米)	2	4.5%剤	20個/10a 施用 (50g/個)	1回	91日	圃場A:<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/- 圃場B:<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/-	
水稲 (稲わら)	2	4.5%剤	20個/10a 施用 (50g/個)	1回	91日	圃場A:<0.02/<0.07/<0.05/<0.02/- 圃場B:<0.02/<0.07/<0.05/<0.02/-	
水稲 (玄米)	2	4.5%剤	20個/10a 施用 (50g/個)	2回	91日	圃場A:<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/- (#) ^{注2)} 圃場B:<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/- (#)	
水稲 (稲わら)	2	4.5%剤	20個/10a 施用 (50g/個)	2回	91日	圃場A:<0.02/<0.07/<0.05/<0.02/- (#) 圃場B:<0.02/<0.07/<0.05/<0.02/- (#)	
水稲 (玄米)	2	9.0%乳剤	500mL/10a 散布	2回	90日 101日	圃場A:<0.01/-/-/-/- (#) 圃場B:<0.01/-/-/-/- (#)	
水稲 (稲わら)	2	9.0%乳剤	500mL/10a 散布	2回	90日 101日	圃場A:<0.02/-/-/-/- (#) 圃場B:<0.02/-/-/-/- (#)	
ヒエ (脱穀種子)	2	2.9%フロアブル	500mL/10a 散布	2回	135日	圃場A:<0.01/-/-/-/- 圃場B:<0.01/-/-/-/-	

(注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件にアンダーラインを付している。

また、各代謝物の残留量は親化合物に換算した値であり、「-」は分析が実施されていないことを示す。

(注2) (#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条件を斜体で示した。

農薬名

ペントキサゾン

(別紙2)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01(#), <0.01(#) / <0.01(#), <0.01(#)
その他の穀類	0.05		申			<0.01, <0.01 (ひえ)
魚介類	0.08		申			推:0.074

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(別紙3)

ペントキサゾン推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米(玄米をいう)	0.05	9.3	4.9	7.0	9.4
その他の穀類	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類	0.08	7.5	3.4	7.5	7.5
計		16.8	8.3	14.5	17.0
ADI比 (%)		0.1	0.2	0.1	0.1

高齢者及び妊婦については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。
TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

平成 9年12月22日	初回農薬登録
平成11年11月22日	残留農薬基準告示
平成18年 5月 8日	農林水産省より厚生労働大臣へ農薬登録申請に係る基準設定依頼(適用拡大:ひえ)
平成18年 5月23日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成18年 5月25日	食品安全委員会(要請事項説明)
平成18年10月16日	第5回農薬専門調査会総合評価第二部会
平成20年 2月15日	第19回農薬専門調査会総合評価第二部会
平成21年 3月 2日	農林水産省より厚生労働大臣へ基準設定依頼(魚介類)
平成21年 6月10日	第24回農薬専門調査会確認評価第一部会
平成21年 8月21日	第54回農薬専門調査会幹事会
平成21年 9月 3日	食品安全委員会における食品健康影響評価(案)の公表
平成21年10月22日	食品安全委員会(報告)
平成21年10月22日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成22年 3月23日	薬事・食品衛生審議会への諮問
平成22年 3月24日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
生方 公子	北里大学北里生命科学研究科病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
佐藤 清	財団法人残留農薬研究所化学部部長
志賀 正和	元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生生活科学部食生活科学科教授
永山 敏廣	東京都健康安全研究センター食品化学部残留物質研究科長
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養調査プロジェクトリーダー
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○:部会長)